カ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

⑵　共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者

ア　法務省の平成29・30年度における管工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上であること。

イ　平成14年度以降に、管工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げる㋐又は㋑の基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、基礎工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として建物１棟で判断する（ただし、既存建物と一体となった増築については、既存建物１棟の増築部分で判断する。また、建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合において、このうち１工区以上の新営については、基礎工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分で判断する。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

㋐　同種工事

ａ　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

ｂ　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

ｃ　建物規模　延べ面積　10,000㎡以上

ｄ　工事種目　管工事（衛生設備又は空気調和設備を含む。）

㋑　類似工事

ａ　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

ｂ　構造　上記㋐ｂに同じ

ｃ　建物規模　上記㋐ｃに同じ

ｄ　工事種目　上記㋐ｄに同じ

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員

ア　法務省の平成29・30年度における管工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,000点以上の者１者及び950点以上の者１者の組合せであること。

イ　平成14年度以降に、管工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げる㋐又は㋑の基準をすべて満たす同種又は類似工事のうち、基礎工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として建物１棟で判断する（ただし、既存建物と一体となった増築については、既存建物１棟の増築部分で判断する。また、建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合において、このうち１工区以上の新営については、基礎工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分で判断する。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

㋐　同種工事

ａ　建物用途　上記２⑵イ㋐ａに同じ

ｂ　構造　上記２⑵イ㋐ｂに同じ

ｃ　建物規模　延べ面積　4,000㎡以上

ｄ　工事種目　上記２⑵イ㋐ｄに同じ

㋑　類似工事

ａ　建物用途　上記２⑵イ㋑ａに同じ

ｂ　構造　上記２⑵イ㋑ｂに同じ

ｃ　建物規模　上記㋐ｃに同じ

ｄ　工事種目　上記２⑵イ㋑ｄに同じ

⑷　共同企業体又は単体有資格者　共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者は、次に掲げる全ての基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。なお、共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げるア及びウの基準を満たす主任技術者を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。

ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成14年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記２⑵イ㋐又は㋑に掲げる同種又は類似工事について、基礎工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑸　共同企業体の構成員の数は３者とする。

⑹　共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上とする。

⑺　共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

⑻　経常建設共同企業体でないこと。

⑼　共同企業体の競争参加資格の有効期間は、認定の日から本件工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「技術提案」及び「施工体制」をもって入札を行い、次のア及びイの要件に該当する者のうち、⑵によって得られる数値（評価値）の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法　上記２の競争参加資格があると認められた者に付与する「標準点」を100点とし、技術提案に基づく「加算点」の最高点を60点、「施工体制に係る評価点（以下「施工体制評価点」という。）」の最高点を30点とする。

加算点は、次の提案項目ごとに算出した評価の合計とする。なお、施工体制評価点の低い者に対しては加算点の低減がある。

（提案項目）

①　設備配管の施工品質の向上に関する提案（最高点30点）

②　ダクトの施工品質の向上に関する提案（最高点30点）

総合評価は、入札者の申込みにおける標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。